中国北京郵電訓練センター 実施協議チーム報告書

昭和61年4月

国際協力事業団社会開発協力部

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

海	t	
	JR	
86	63	

_____LIBRARY 1054528[3]

中国北京郵電訓練センター実施協議チーム報告書

昭和61年4月

国際協力事業団 社会開発協力部 JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

四つの現代化政策を進めている中国は、1982年、中国共産党第12回全国大会において電気通信部門の強化を打ち出し、電話網の整備のために先進技術の導入を図るとともに、新技術を導入する上でネックとなっている人材の養成を急務としている。特に在職者に対する訓練の場が不足しているため、北京郵電学院の付属機関として、北京郵電訓練センターの設立を計画し、わが国に対し技術協力ならびに無償資金協力を要請してきた。

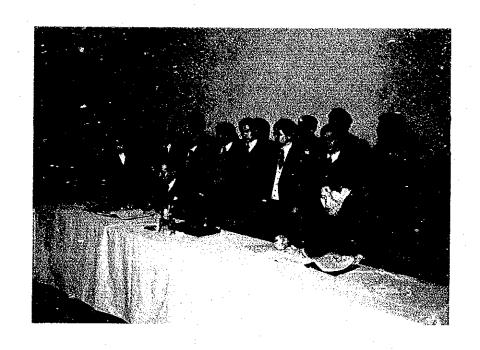
国際協力事業団は本要請に基づいて、昭和58年11月に事前調査団を、昭和59年2月長期調査員を派遣し、今般、それらの調査結果を基に、昭和61年1月28日から2月6日まで、郵政省通信政策局国際協力課企画官 池島順一氏を団長とする5名の実施協議チームを派遣した。同チームは中国側関係者と、技術協力実施に係る具体的事項について討議し、その結果、中国北京郵電訓練センターへの技術協力に関する討議議事録(R/D)に署名を行った。

本報告書は、実施協議チームの現地における協議事項をとりまとめたものである。

最後に、本プロジェクトに対する技術協力が実現することを至上の喜びとするとともに、外務省、郵政省、在中国日本国大使館の関係各位ならびにその他の関係機関の各位に対して、深甚の謝意を表する次第である。

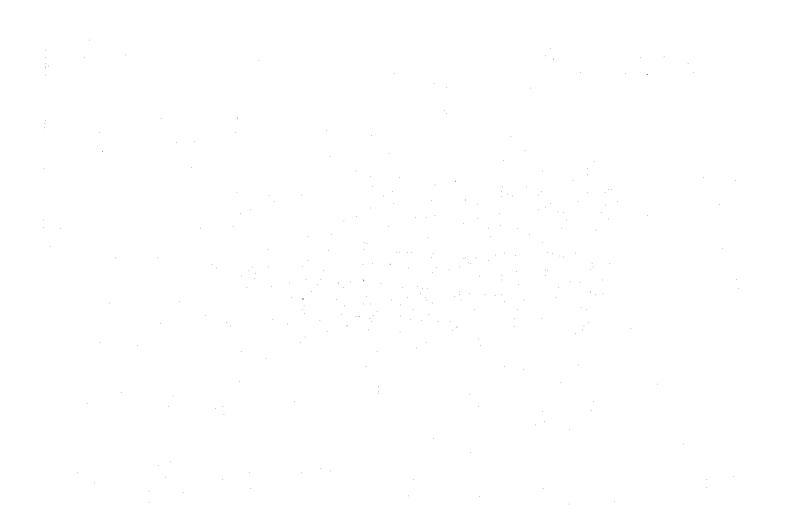
昭和61年4月

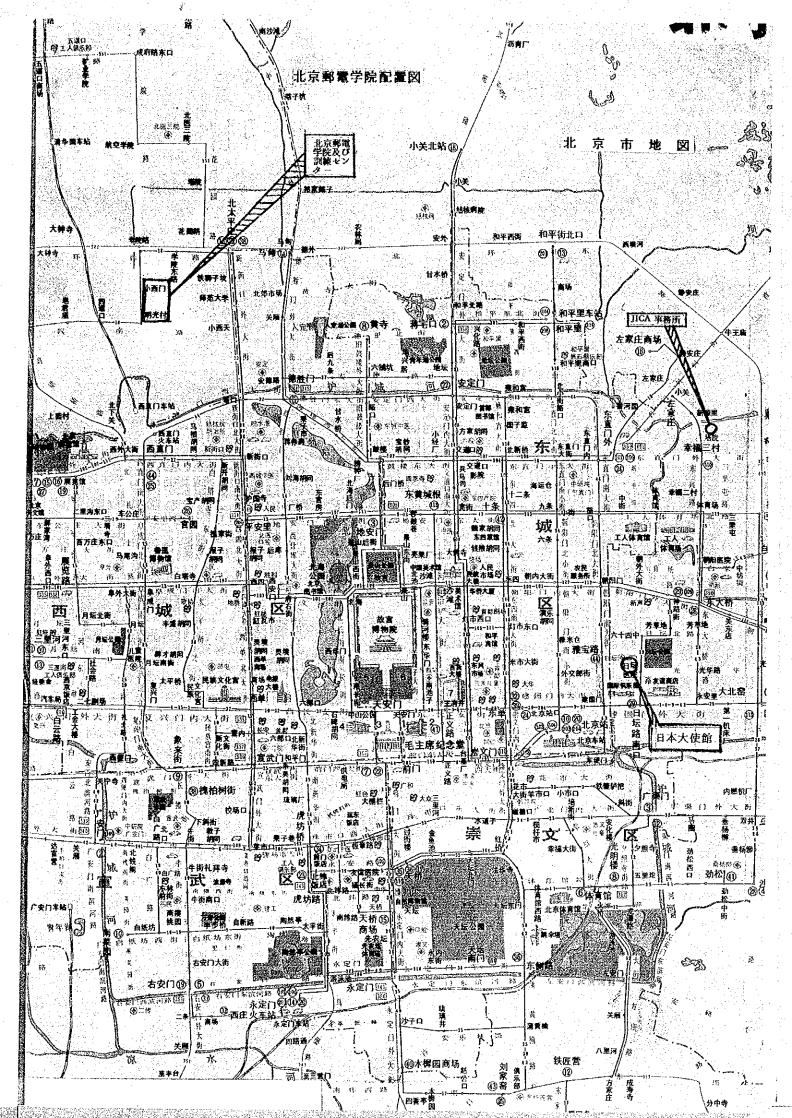
国際協力事業団理事中澤式に



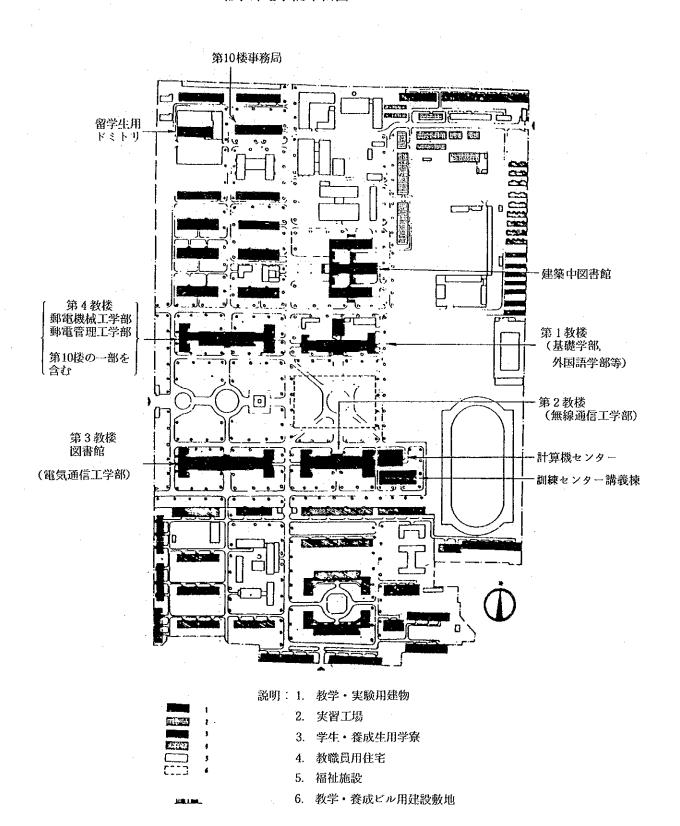
R/D署名:池島団長(左)と馬湘団長(右)







北京郵電学院平面図



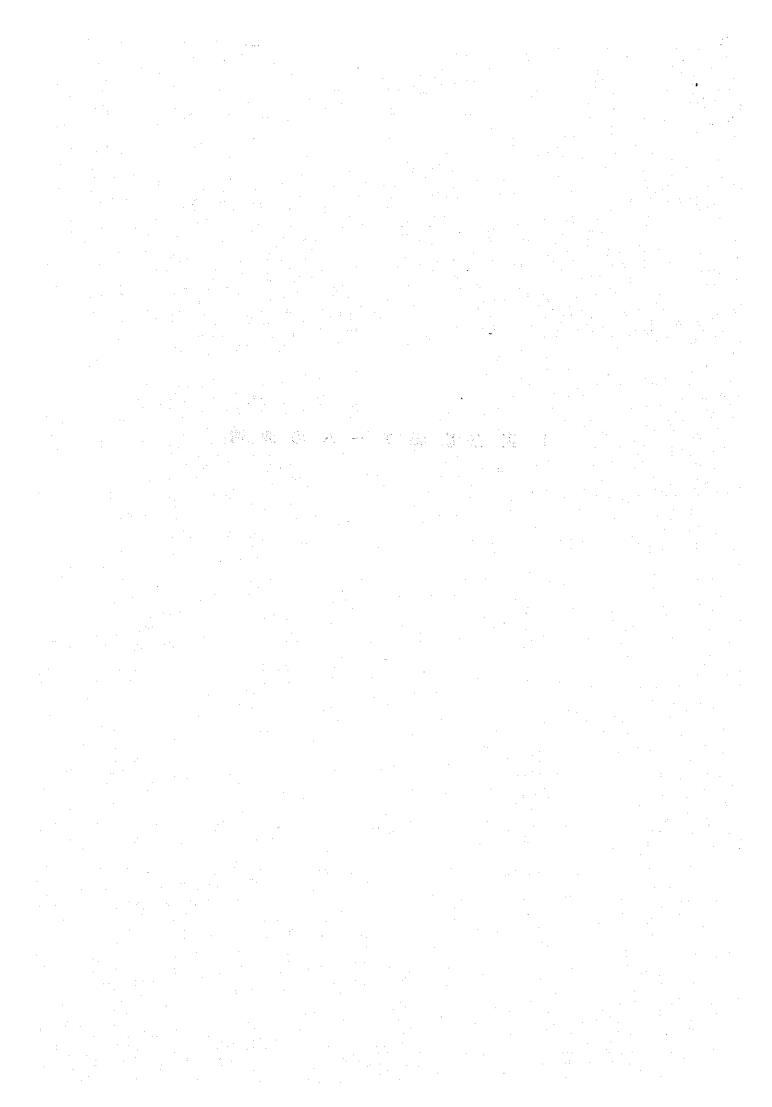
次

目

1. 実施	協議チームの派遣	
1 - 1	派遣の経緯と目的	1
1 - 2	チームの構成	1
1 - 3	日 程	2
1 - 4	主要面会者	2
2. 討議記	義事録と交渉経緯	
2 - 1	対処方針と交渉結果	5
2 - 2	討議議事録	7
3. プロ:	ジェクト概要及び留意事項	
3 - 1	日本側技術協力の内容	73
3 - 2	専門家派遣計画	77
3 - 3	カウンターパート指導の実施形態	79
3 - 4	研修員の受入れ計画	80
3 - 5	機材供与計画	80
3 - 6	1987年度以降の実施計画の協議	81
3 - 7	中国側の実施体制	81
3 - 8	日本人短期専門家の生活について(参考)	84
資 料		
1. 事前調	場査・長期調査	89
1 - 1	事前調査団ミニッツ	91
1 - 2	長期調査員が提案したカウンターパート指導カリキュラム	104
2. 無償資	資金協力	111
2 - 1	通信システム構成図	113
2 - 2	機器配置図	127
2 - 3	無償供与機材一覧表	135
2 - 4	無償供与機材工事予定線表	173

.

1. 実施協議チームの派遣



1-1 派遣の経緯と目的

1-1-1 要請の背景と経緯

四つの現代化政策を進めている中国は、1982年、中国共産党第12回全国大会において電気通信部門の強化を打ち出し、電話網の整備のために先進技術の導入を図るとともに、新技術を導入する上でネックとなっている人材の養成を急務としている。特に在職者に対する訓練の場が不足しているため、北京郵電学院(1955年創立)の付属機関として、北京郵電訓練センターの設立を計画し、わが国に対し技術協力ならびに無償資金協力を要請してきた。

わが方はこの要請に基づき、昭和58年11月に事前調査団を派遣して要請内容の確認及び 技術協力の大枠についての調査・協議を行い、さらに59年2月には長期調査員を派遣して 協力内容の詳細について協議を行った。今般これらの調査結果をもとに、R/D (討議議 事録)及びTSI (暫定実施計画)等につき協議を実施し、合意に達すれば署名を行い、 本プロジェクト協力を開始することを目的として、実施協議チームが派遣されたものであ る。

1-1-2 要請内容

- (1) 目的:中国電気通信部門への新技術導入に必要な人材を養成するため、北京郵電訓練センターを設立し、電気通信部門に在職する中・高級技術者及び管理幹部を対象とする訓練を行う。
- (2) 分野:(a)デジタル交換機のハードウエア及びソフトウエア
 - (b)光ファイバー通信システムの応用
 - (c)データ通信とコンピューターネットワーク

1-1-3 その他

無償資金協力(22億円)により訓練機材を供与する。59年4月,基本設計調査団が派遣され、同年9月、E/Nが取り交された。センター建物(中国側建設,整備)は既にほぼ完成し、機材は61年6~7月頃までに据付けを完了する予定。

1-2 チームの構成

団長 池 島 順 一 郵政省通信政策局国際協力課企画官

団員 小 林 正 次 日本電信電話株式会社国際企画室担当部長

加 藤 敏 雄 日本電信電話株式会社国際企画室第一アジア担当課長

赤 沼 克 彦 日本電信電話株式会社中央電気通信学園伝送無線技術部

第二教程課長

田 中 俊 昭 国際協力事業団社会開発協力部海外センター課

1-3 日程

月日	曜日	an and the second	調 査 内 容
1/28	火		東京 北京
29	水	A M	JICA事務所,大使館表敬・打合せ
		PΜ	郵電部教育局副局長表敬, 日程打合せ
30	木	A M	北京郵電学院にて協議(R/D前文,基本計画)
		РМ	" (R/D專門家派遣以降)
31	金	AM	″ (ミニッツ, 暫定実施計画(TSI))
		РM	″ 施設視察,協議 (TSI,基本計画)
2/1	<u>t.</u>	AM	JICA事務所にて作業(修正・追記,英文作成)
		PМ	" "
2	Н		休 日
3	月	AM	北京郵電学院にて協議(日・中案つき合わせ)
	7	РM	JICA事務所にてとりまとめ作業,英文R/D案送付
1	火	A M	北京郵電学院にて協議(最終つき合わせ、機材供与計画)
		РM	" (英文R/D等)
5	水	AM	JICA事務所にてR/D等読み合わせ、とりまとめ作業
		PM	作業継続、北京郵電学院にて最終読み合わせ、署名
6	木	ΑM	JICA事務所にて打合せ、資料整理
	 -	PM	北京 東京
Ll			

1-4 主要面会者

1-4-1 中国側代表団

団	長	馬		湘	郵電部教育局処長
副占	損長	張	X	冬	北京郵電学院訓練センター副主任
団	員	封	兆	良	国家科学技術委員会国際技術合作局官員
		陳	徳	栄	北京郵電学院訓練センター副主任
		朱	震	清	北京郵電学院計算センター副主任
		白	金	榜	北京郵電学院外事弁公室主任
		張	明	濤	郵電部外事局官員
		Æ	禄	增	郵電部教育局官員
通	訳	李	視	岐	北京郵電学院訓練センター日本語教師

1-4-2 その他面会者

 郵電部教育局副局長
 熊
 乗
 群

 北京郵電学院院長
 胡
 健
 棟

 "
 副院長
 朱
 祥
 華

大使館

股 野景 親 公 使 篤 ф 参 事 官 畠 博 一等書記官 余 隆 柳 保 新 智 二等 " 崎 新太郎 岡

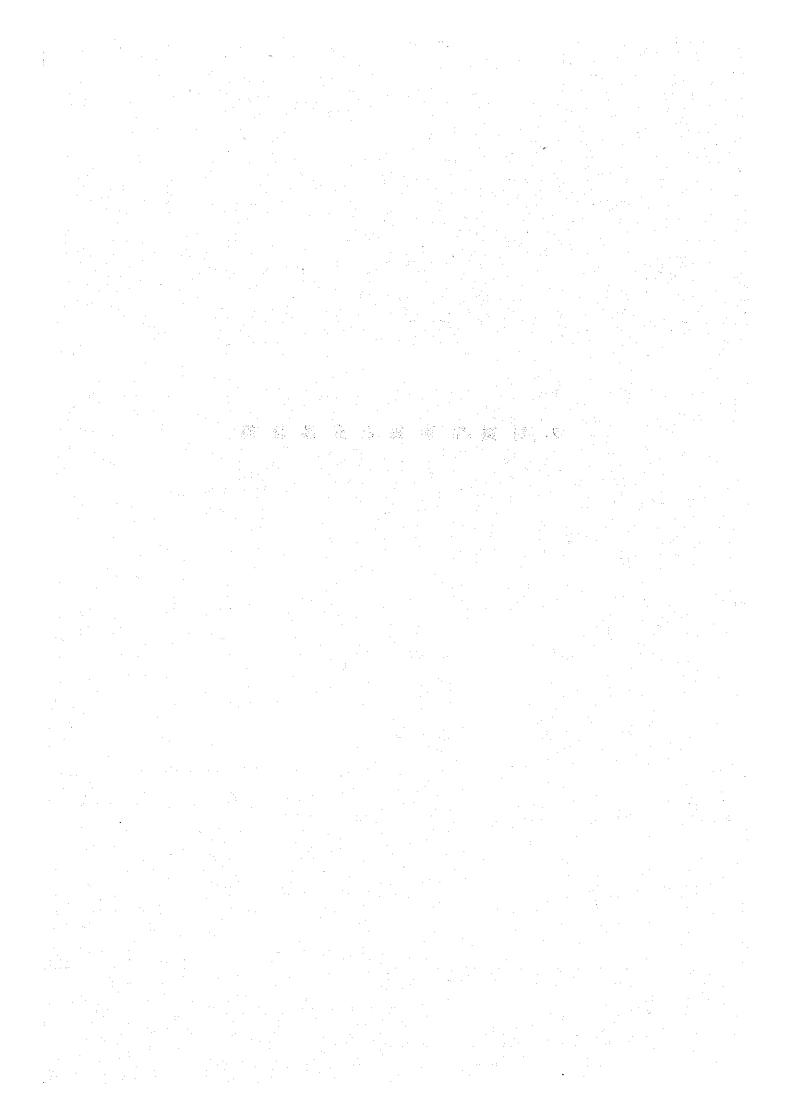
JICA事務所

 所
 長
 八
 島
 継
 男

 所
 員
 木
 村
 信
 雄

 "
 桑
 島
 京
 子

2. 討議議事録と交渉経緯



2-1 対処方針と交渉結果

概要

本チームは、1986年1月28日から2月6日までの10日間中国を訪問し、中国郵電部教育 局 熊乗群副局長(教育局長は空席)を表敬した後、北京郵電学院において、中国側代表 団と我が方から提出したR/D案について協議を行い、ほぼ我が方案どおりで合意に達し、 2月5日午後6時R/Dに双方署名した。

対処方針と交渉結果

項目	対 処 方 針	交 渉 結 果
1. R/Dの使用言語	日・中2か国語とし、両方共正文とする。	現地での協議及び本部からの指示により、 英語も加えた3か国語で作成し、いずれも 正文とし、解釈に相違がある場合には、英 語の本文によることとした。
2. 署 名 者	日本側は実施協議チーム団長とする。 中国側は郵電部外事局・計画局又は教育 局の局長クラスとするがあらかじめJICA 事務所を通じ確認する。	中国側の署名は,実施協議団の団長である郵電部教育局馬湘学校教育処長が行った。
3. 基 本 計 適 (1)プロジェクトの目的	中国郵電部門に在職する中・高級技術者 及び管理幹部に対する訓練を行うことにより,技術と管理水準を高め,もって中国郵電部門の発展を促進することを目的とする。 中国側は,R/Dの基本計画に定める18の訓練コースについて,カリキュラム・教材作成を含め実施する。	当初中国側は、中国側が実施する訓練コースとして、わが方案(18コース)とは別に、21コースの案を提示してきたが、協議の結果、わが方案どおりで合意をみた。
(2)日本側の技術協力	上記訓練コースを担当する中国人教員(カウンターパート) に対し、①デジタル交換②光ファイバー通信③データ通信とコンピューターネットワークの3分野について技術指導と助言を与える。	わが方が協力する3分野の内容について、中国側から、より詳細な項目をR/Dに含めるよう提案してきたが、協議の結果わが方案どおりで合意をみた。なお1986年度の協力内容としては、①デジタル交換:方式概要及びハードウェア、ソフトウェア、障害処理及び運転操作方法②光ファイバー通信:方式概要、光ファイバーケーブル技術、光伝送方式技術③データ通信とコンピューターネットワーク:システム設計とすることで合意をみた。
4. 専門家派遣	リーダーは長期派遣とする。 技術協力3分野の専門家は、2か月間程 度又はそれ以下の期間の短期専門家とし、 派遣人数は各分野毎年1〜2名程度とする。 年度毎の派遣計画はTS1により、毎年協 議する。 教材作成は中国側が行うが、専門家が日 本のテキスト類を提供し、アドバイスする。	リーダーは長期専門家とする。 3分野を担当する専門家は短期専門家(3か月間及び1~2週間)とする。1986年度については、各分野2名の3か月間の専門家及び3名の1~2週間の専門家を派遣することで合意をみた。 リーダーについては長期派遣となるため、適切な宿舎の確保が必要であり、リーダー

項目	対 処 方針	交 渉 結 果
	専門家が中国で技術指導にあたり使用する言語は日本語とし、中国側が適切な通訳を配置する旨ミニッツにて確認する。	の家族構成、派遣時期及び住居手当について,中国側と事前に打合せる必要がある。 使用言語等は左記のとおり。
5. 特権,免除,便宜	中国における他プロジェクトの例になら い, ミニッツにより補足する。	左記のとおり。
6. 機 材 供 与	技術協力3分野について必要で、かつ無 償資金協力により供与される機材の補足的 機器・部品に限定する。 機材リストは毎年協議することとする。	左記のとおり説明の上合意をみた。 1986年度の供与機材の候補品目として は、コピー機、印刷機、ビデオ機器等の教 育用機器としたが、中国側の正式要請を待っ て、予算の範囲内で措置することとした。 1987年度以降は無償機材の補足的機器 ・部品とする旨説明した。
7. 硏修員受入れ	毎年3名程度とし、年度毎の受入れ計画はTSIにより、毎年協議する。 1か月以上にわたり受入れる研修員は、 集団コースに受入れる旨、GIを持参して中国側に説明し、また英語のできることを 条件とする旨、ミニッツにより確認する。	左記のとおり説明の上合意をみた。 1986年度については、3分野から各1名の研修員を、次の集団研修コースで受入れることとした。 ①ディジタル有線伝送技術 ②ディジタル交換技術(II) ③データ通信技術 i)ネットワーク技術)システムエンジニアなお③については、中国側でi)又は)のいずれかを選ぶよう要請し、中国側も了承した。
8. 事 務 職 員	R/D案のとおり。	原案のとおり。
中国側のとるべき措 置	中国における他プロジェクトの例になら い、ミニッツにより補足する。	左記のとおり。
10. 管 理	総責任者は郵電部外事局・計画局又は教育局の局長クラスとし、中国側と協議の上決定する。 連営管理責任者は、北京郵電訓練センター所長 北京郵電学院副院長の内の1名とする。	本プロジェクトの実施について全責任を 負う者を、郵電部教育局長とした。なお、 中国側の事情により、北京郵電学院副院長 とは別に、同格の北京郵電訓練センター所 長(主任)をおくことにした。
11. 合 同 委 員 会	少くとも毎年1回,原則として調査団派 遺時に開催し,協力の進捗の確認及び次年 度の協力計画策定(専門家派遣計画,研修 員受入れ計画等)を行う。 開催前に中国側から年次報告書を提出さ せる旨ミニッツで確認する。 委員長は上記総責任者とする。 構成はR/D案のとおり。	左記のとおり説明の上合意をみた。 合同委員会の委員長を郵電部教育局長と することで合意をみた。
12. 組 織 図	R/D案のとおり。	北京郵電学院副院長を削除した外は原案 のとおり。
13. 協 力 期 間	5年間とする。	左記のとおり。 昭和61年2月5日〜昭和66年2月4日

2-2 討議議事録

2-2-1 英文 R/D 及びミニッツ

THE RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM, JAPAN
INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND THE IMPLEMENTATION
SURVEY TEAM OF THE MINISTRY OF POSTS AND TELECOMMUNICATIONS OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

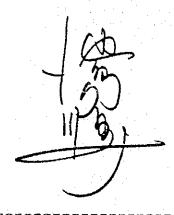
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE BEIJING POSTS AND TELECOMMUNICATIONS TRAINING
CENTER PROJECT IN CHINA

The Japanese Implementation Survey Team organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as 'JICA') and headed by Mr. Junichi Ikejima visited the People's Republic of China from January 28 to February 6, 1986 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Beijing Posts and Telecommunications Training Center Project in China.

During its stay in the People's Republic of China, the Japanese Implementation Survey Team exchanged views and had a series of discussions with the Implementation survey Team headed by Mr. Ma Xiang, Education Bureau of the Ministry of Posts and Telecommunications of the People's Republic of China in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above mentioned project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in Beijing on February 5, 1986 in the Japanese, Chinese and English languages, each text being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.



Mr. Junichi Ikejima
Leader.
Impelementation
Survey Team
Japan International
Cooperation Agency

Mi jano

Mr. Ma Xiang

Leader

Implementation Survey Team

Ministry of Posts

and Telecommunications

People's Republic of China

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

- People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the Beijing Posts and Telecommunications Training Center Project in China (hereinafter referred to as 'the Project') for the purpose of providing training to the personnel who will contribute to the development of the Posts and Telecommunications services in the People's Republic of China.
- 2. The Project will be carried out at the Beijing Posts and Telecommunications Training Center in China which is being established under the Japanese grant aid agreed between the two Governments by the Exchange Notes dated September 27, 1984.
- The Project will be implemented in accodance with the Master Plan which is given in I of the Annex.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in II of the Annex through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.

2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in the People's Republic of China the privileges, exemptions and benefits as listed in III of the Annex. The Japanese experts, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or of international organizations performing similar missions in the People's Republic of China.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

- 1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as 'The Equipment') necessary for the implemnetation of the Project as listed in IV of the Annex through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
- The Equipment will become the property of Government of the People's Republic of China upon being delivered c.i.f. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in II of the Annex.

IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chinese personnel connected with the project for technical training in Japan through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.

2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

- V. SERVICES OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
- 1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to secure at its own expense the necessary services of Chinese counterpart and and administrative personnel as listed in V of the Annex.
 - 2. The Government of the People's Republic of China will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in II of the Annex for the effective and successful transfer of technology under the Project.

- VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA THROUGH THE AUTHORITIES CONCERNED
- In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Repulic of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at its own expense:
 - (1) Land, buildings and facilities as listed in VI of the Annex:
 - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
 - (3) Transportation facilities and traffic fees within city areas for the official travel of Japanese experts within the People's Republic of China;
 - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
- 2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:
 - (1) Expenses necessary for the trainsportation of the Equipment within the People's Republic of China as well as for the installation, operation and maitenance thereof;

- (2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.
- 3. The authorities concerned of the Government of the People's Republic of China will meet the chargeof customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in III above.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

- The Director of the Education Bureau, Ministry of Posts and Telecommunications of the People's Republic of China will bear overall responsibility for the implementation of the Project.
- 2. The Director of the Beijing Posts and Telecommunications Training Center in China, as the Head of the Project will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
- The Japanese Team Leader will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project to the responsible official of the Ministry of Posts and Telecommunications for the implementation of the Project and the Head of the Project.
- 4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on matters pertaining to the implementation of the Project.

- 5. For the effective and successful implementation of of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in VII of the Annex.
- 6. The organization of the Project is shown in the Organization Chart which is given in VIII of the Annex.

VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arises, against the Janpanese experts engaged in the Project resulting from, occuring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful miscoduct or gross negligence of the Japanese experts.

IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connectin with this Attached Document.

X. TERM OF COOPERATION

The Duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from February 5, 1986.

ANNEX

I. MASTER PLAN

1. Objective of the Project

The objective of the Project is to provide following training courses in the Beijing Posts and Telecommunications Training Center in China to the middle class and and high class engineers and management officials in the posts and telecommunications field for the purpose of developping their technical and administrative level and thus contributing to the development of the posts and telecommunications services in the People's Republic of China.

The training courses will be implemented by the Chinese side including preparation of the curriculume and teaching materials.

- (1) Program control exchange technology
- (2) Digital communication
- (3) Carrier wave communication
- (4) Outside plant
- (5) Satellite communication
- (6) Digital microwave communication
- (7) Facsimile communication
- (8) Mobile communication
- (9) Communication system

- (10) Optical fibre communication
- (11) Electronic measurement technology
- (12) Application of computer
- (13) Computer network
- (14) Computer program design language
- (15) Softwave and microcomputer
- (16) Posts and telecommunications executives in charge of management
- (17) Executives in charge of postal services
- (18) Posts and telecommunications excutives in charge of economics
- 2. Contents of the Japanese Technical Cooperation
 - (1) The contents of the Japanese technical cooperation are to provide technical guidance and advice
 to the Chinese counterpart personnel who conducts
 the training of the Center.
 - (2) The contents of the technical guidance for the Chinese counterpart personnel are shown in the following table.

Fields	Contents
1. Digital switching	(1) System outline and hardware
	(2) Software
	(3) Operation and maintenance
	(4) Plant engineering
	(5) Plant construction and
	installation engineering
2. Optical fiber	(1) System outline
communication	(2) Optical fiber cable technology
	(3) Optical transmission
	technology.
3. Data communication	(1) System design
and computer network	(2) Terminal system design
	(3) Operating system
	(4) Communication control
	(5) Software design technology
	(6) Database
	(7) Network technology
	·

II. JAPANESE EXPERTS

- 1. Team Leader
- 2. Experts in the fields of:
 - (1) Digital switching
 - (2) Optical fiber communication
 - (3) Data communication and computer network

III. PREVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

- 1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.
- 2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties in respect of the importation of personal effects by the Japaese experts and their families as well as the importation of mechinary and equipment relating to their activites.
- 3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

IV. EQUIPMENT

Necessary equipment for the following technical cooperation field. However, limited to the supplementary equipment and spare-parts for the equipment provided by the grant aid scheme of the Government of Japan.

- (1) Digital switching
 - (2) Optical fiber communication
 - (3) Data communication and computer network

- V. CHINESE COUNTERPART AND ADMINITRATIVE PERSONNEL
- 1. Head of the Project
- 2. Counterpart personnel in the fields of:
 - (1) Digital switching
 - (2) Optical fiber communication
 - (3) Data communication and computer network
- 3. Administrative personnel
 - (1) Administrative staff
 - (2) Accountant
 - (3) Interpreters
 - (4) Other necessary supporting staff
- VI. LAND, BUILDING AND FACILITIES
- 1. Land, building and facilities of the Beijing Posts and Telecommunications Training Center in China
- 2. Room and Space necessary for the installation and and storage of machinary, equipment and materials provided by the Japanese Government.
- 3. Office space and necessary facilities for the Japan-ese Team Leader and the other experts.
- 4. Other facilities mutually agreed upon as necessary.

VII. THE JOINT COMMITTEE

1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate the Annual Work Plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as the achievments of the above mentioned Annual Work Plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

2. Composition

(1) Chairman

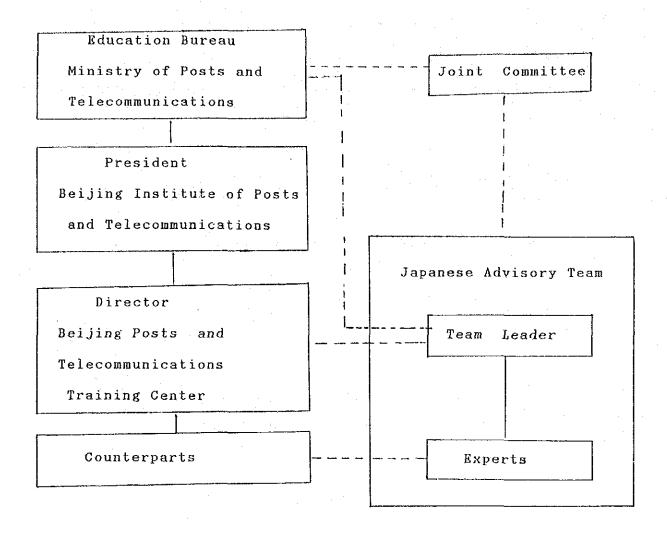
Director of Education Bureau, Ministry of Posts and Telecommunications of the People,s Republic of China

- (2) Members
- (a) Chinese Side:
 - (i) Representative of State Scientific and Technological Commission
 - (ii) Representative of the Ministry of Posts and Telecommunications

- (iii) Director of the Beijing Posts and Telecommunications Training Center
- (iv) Other personnel concerned with the Project
- (b) Japanese Side:
 - (i) Team Leader
 - (ii) Other experts
 - (iii) Personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary
 - (iv) Resident Representative of Beijing Office,

 JICA

Note: Officials of the Embassy of Japan may attend the Joint Committee as observers.



JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

BEIJING POSTS AND TEECONMUNICATION TRAINING CENTER PROJECT

INPLEMENTATION SURVEY TEAM NEMBERS LIST

LEADER: JUNICHI IKEJIMA Project Director, Planning and Coordination

International cooperation Division

Communications Policy Bureau

Ministry of Posts and Telecommunications

MEMBER: MASAJI KOBAYASHI Senior Manager, International Affairs Office

Nippon Telegraph and Telephone Corporation

TOSHIO KATOH Manager, In charge of First Asia

International Affairs Office

Rippon Telegraph and Telephone Corporation

KATSUHIKO AKANUNA Section Chief, The Second Curriculum Section

Transmission and Radio Engineering Division

Central Training Institute

Nippon Telegraph and Telephone Corporation

TOSHIAKI TANAKA Overseas Centers Division

Social Development Cooperation Depertment

Japan International Cooperation Agency

Names of the Implementation Survey Team of the Ministry of Posts and Telecommunications of People's Republic of China

Leader Ma Xiang Head of the Education Bureau of Ministry of Posts and Telecommunications of People's Republic of China

Vice-leader Zhang Wen Dong Deputy director of Beijing Posts and Telecommunications Training Center

Members:

Fong Zhao Liang Offical of the State Science and Commission of the People's Republic of China

Chen De Rong Deputy director of Beijing Posts and Telecommunications Training Center or

Zhu Zhen Qing Deputy director Computer Center of Beijing Posts and Telecommunications

Zhang Ming Tao Official of the Bureau of Foreign Affairs of People's Republic of China

Meng Lu Zeng Official of Education Bureau of the Ministry of Posts and Telecommunications

Interpreter:

Li Shi Qi

Japanese teacher of Beijing Posts and Telecommunications Training Center

THE MINUTES OF MEETING ON THE RECORD OF DISCUSSIONS
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE BEIJING POSTS AND TELECOMMUNICATIONS TRAINING CENTER

The Japanese Implementation Survey Team, Japan International Cooperation Agency and the Implementation Survey Team of the Ministry of Posts and Telecommunications of the People's Republic of China, signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as 'the R/D') on the Japanese technical cooperation for the Beijing Posts and Telecommunications Training Center.

Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provision in the R/D.

- 1.Both sides have formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as accompanying chart 1,2 under the Attached Document I-3 of the R/D. These have been formulated on the condition that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project, and are subject to change within the framework of the R/D when necessity arises in the course of the implementation of the Project.
- 2. Both sides agreed that the term 'Personal effects' as referred to in the Annex III.2.of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts and their families.
- 3. Both sides agreed that the term 'the machinery and equipment related to their activities' as referred to in Annex III.2 of the R/D includes one motor vehicle per each family which would be used by Japanese experts and their families.

- 4. As for the transportation fares as referred to in VI.1.(3) of the Attached Document of the R/D, the Japanese side expressed that travelling expenses between cities would be borne by the Japanese side.
- 5. As for the housing accommodations referred to in VI.1.(4) of the Attached Document of the R/D and residence charge of Japanese experts in the People's Republic of China, the Chinese side expressed that it would provide suitable measures in accordance with the conditions stated as follows of the existing agreement between the two Governments.

The Chinese side expressed that it would provide suitable residence for Japanese experts, and it would provide suitable residence installed suitable cooking conditions in principle especially for the long-term experts accompanied by their families.

As for the residence charge, the Chinese side also expressed that it would pay for the short-term experts the amount of the difference between the actual charge and 60 yuan per day, and it would pay for the long-term experts (including their families) the amount of the difference between the actual charge and the residence allowance paid by the Japanese Government.

As against the above expression, the Japanese side expressed that at the time of dispatch, it would present the grade and the maximum of the residence allowance of the long-term experts in the People's Republic of China.

- 6. Both sides agreed that the Japanese experts, dispatched under the Attached Document II-1, use Japanese language on their technical guidance in China and the Chinese side should provide appropriate interpreters. And the Japanese side, in response to the request of the Chinese side, will make effort to offer English document for reference.
- 7. Both sides agreed that the Chinese counterpart personnel, received more than one month to Japan under the Attached Document IV-1, will be recieved on condition that they understand English language.
- 8. Both sides agreed that before every session of the Joint Committee, established under the Attached document VII-5, Chinese side should submit annual report on achievements and plan of the project written in Chinese language with Japanese translation to the Japanese side.

183

Mr. Junichi Ikejima Leader Implementation Survey Team Japan International Cooperation Agency B igno

Mr. Ma Xiang
Leader
Implementation Survey Team
Ministry of Posts
and Telecommunications
People's Republic of China

1. TECHNICAL COOPERATION PROGRAM

FISCAL YEAR ITEMS	ļ	į	1987	1988	1989	1990
i.Term of cooperation		!		•		
		<u> </u>				
11.Japanese side						
1.Dispatch of experts						
(1) Team Leader		-				
(2) Short-term experts		About 3 months, 5 experts 1 ~ 2 weeks , 5 experts		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
① Digital switching		System outline & Hardware Software Operation & Maintenance				
 ② Optical fiber communication ③ Data communication & Computer network 		System outline Optical fiber cable tech. Optical transmission tech. System design				
2.Counterpart training in Japan (1) Digital switching (2) Optical fiber communication (3) Data communication		1 person in each field			<u></u>	
& Computer network 3. Provision of machinery						
& equipment 4.Dispatch of Survey Team				<u></u>		_
III.Chinese side						
1.Chinese counterparts and administrative personnel						
(1)Head of the Project (2)Counterpart personnel (3)Administrative personnel						

⁽note) The technical cooperation program after the fiscal year 1986 will be discussed with the Japanese Survey Team which will be dispatched at the appropriate time in the previous year of each fiscal year.

2. TRAINING COURSE ANNUAL PROGRAM

•					· +		r	1
TRAINING COURSE	PERSURS	TERN	1986	1987	1988	1989	1990	1991
1.Program control exchage technology	6 0	HALF YEAR					·	
2.Digital communication	6.0	HALF YEAR						
3. Carrier wave communication	6 0	HALF YEAR						
4. Outside plant	60	IIALF YEAR		 				
5.Satellite co m unication	6 0	HALF YEAR						
6.Digital microwave communication	£ 0	2 MONTHS	DEC ~ JAH 30					
7.Facsimile communication	6.0	HALF YEAR				,		
8. Mobile communication	60	2 ZHTROK	MAL ~ JAN OE					
9. Communication system	30	HALF KONTH	OCT.NOV. DEC(Each 30)					
10.Optical fiber communication	9 0	1 YEAR					- v. a a v vn	
11.Electronic measure- ment technology	6.0	HALF YEAR	÷					,
12.Application of computer	6.0	1 YEAR		1				
13. Computer network	6.0	1 YEAR						
14.Computer program design language	120	HALF YEAR						
15. Software and microcomputer	6.0	HALF YEAR						
16.MPT Executives in charge of management	60	2 YEARS 3 NONTHS	30 80					
17. Executives in char- ze of postal services	60	; YEAR	30					
18. APT Executives in charge of economics	60	1 YEAR	30					

2-2-2 日本文R/D及びミニッツ

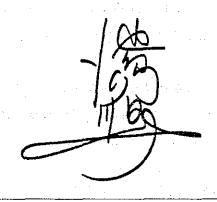
中国北京郵電訓練センタープロジェクトに対する日本の技術協力に関する日本国国際協力事業団実施協議チームと中華人民共和国郵電部実施協議団との

国際協力事業団(以下「JICA」という。)が組織し、池島順一を団長とする日本側 実施協議チームは、中国北京郵電訓練センタープロジェクトについての技術協力計画の詳 細を策定するため、1986年1月28日より2月6日までの日程をもって、中華人民共和国を 訪問した。

中華人民共和国滞在中、日本側実施協議チームは上記プロジェクトの有効な実施のため の両国政府がとるべき必要な措置に関して、中華人民共和国郵電部教育局馬湘を団長とす る実施協議団と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果, 双方はそれぞれの政府に対し附属文書に記載する諸事項について勧告する ことに同意した。

1986年2月5日に北京でひとしく正文である日本語、中国語及び英語による本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。



池 島 順 一実施協議チーム団長日 本 国 国 際 協 力 事 業 団

M ism

馬 湘 実施協議団団長 中華人民共和国郵電部

I 両国政府の協力

- 1. 日本国政府と中華人民共和国政府は、中華人民共和国において、郵電通信事業の発展に寄与する人材に対する訓練を行うため、中国北京郵電訓練センタープロジェクト (以下「当該プロジェクト」という。)の実施につき相互に協力を行う。
- 2. 当該プロジェクトは、1984年9月27日両国間で署名された交換公文により合意された日本国政府の無償資金協力により設立される「中国北京郵電訓練センター」において実施される。
- 3. 「当該プロジェクト」は附表 I の基本計画に基づいて実施される。

Ⅱ 日本人専門家の派遣

- 1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続により、附表IIに掲げる日本人専門家の役務を日本側の負担において提供するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
- 2. 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、中華人民共和国において附表Ⅲに掲げる特権、免除及び便宜を与えられるものとする。日本人専門家は、中華人民共和国において任務を遂行中、中華人民共和国において同様の任務を遂行する第三国の専門家または国際機関の専門家に劣らない特権・免除及び便宜を享受する。

Ⅲ 機材供与

- 1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより附表IVに掲げる当該プロジェクト実施に必要な資機材(以下「機材」という。)を日本側の負担において供与するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
- 2. 機材は、陸揚げの港あるいは空港にて中国側関係当局へCIF建にて引渡される時、中華人民共和国の財産となり、それらの機材は、附表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議の下に当該プロジェクトの実施のためにのみ使用される。

IV 研修員受入れ

- 1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、日本における技術研修のため、当該プロジェクトに関係する中国人を日本側の負担において受入れるため、JICAを通じて必要な措置をとる。
 - 2. 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

V 中国人カウンターパート及び事務職員の役務

- 1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、附表Vに掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の役務を中国側の負担において保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。
 - 2. 中華人民共和国政府は、当該プロジェクトのもとで技術の移転を効果的かつ有効裡に行うため、附表IIに定めた日本国政府により派遣される個々の日本人専門家に対応する適切な資質の人員を必要数配置する。

VI 中華人民共和国政府が関係当局を通じてとるべき措置

- 1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中国側の負担において下記を提供するために、関係当局を通じて必要な措置をとる。
 - (1) 附表 VI に掲げる土地, 建物及び付帯施設
 - (2) 上記ⅢのJICAを通じて供与される機材以外で 当該プロジェクト実施に必要な機材、車両、工具、予備部品及びその他の部品の調達もしくは取替え
 - (3) 中華人民共和国における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び市内交通費
 - (4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住宅施設
- 2. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、次の経費を負担するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。
 - (1) 機材の中華人民共和国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費
 - (2) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費
- 3. 中華人民共和国政府関係当局は、上記IIIに掲げる機材に対し、中華人民共和国において課せられる関税、国内税及びその他の財政課徴金を負担する。

Ⅶ プロジェクトの管理

- 1. 中華人民共和国郵電部教育局長は、当該プロジェクトの実施について全責任を負う。
- 2. 当該プロジェクトの長である中国北京郵電訓練センターの長は、当該プロジェクト の管理及び運営について責任を負う。
- 3. 日本人チームリーダーは、郵電部の当該プロジェクト実施責任者及び当該プロジェクトの長に対して当該プロジェクトの実施に関する技術面及び管理面の事項について、 指導及び助言を与える。
- 4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して当該プロジェクトの実施に関して必要な技術的事項について技術指導及び助言を与える。
- 5. 当該プロジェクトを効果的かつ成功裡に実施するため、附表型に掲げる機能及び構成による合同委員会が設置される。
- 6. 当該プロジェクトの組織は、附表畑の組織図の通り。

畑 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因 し、またその遂行中に、もしくはその遂行に関連して日本人専門家に対する請求事由が 発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除き、その請求 に関する全責任を負う。

IX 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

X 協力期間

当該プロジェクトの協力期間は、1986年2月5日から5年とする。

I 基本計画

1. プロジェクトの目的

当該プロジェクトは、北京郵電訓練センターにおいて、中国郵電部門に在職する中・ 高級技術者及び管理幹部に対する下記コースの訓練を行うことにより、技術と管理水 準を高め、もって中国郵電通信事業の発展を促進することを目的とする。下記訓練コー スは、カリキュラム・教材作成を含め中国側が実施する。

- (1) プログラム・コントロール交換技術
 - (2) デジタル通信
 - (3) 搬送波通信
 - (4) 通信線路
 - (5) 衛星通信
 - (6) デジタル・マイクロ波通信
 - (7) ファクシミリ通信
 - (8) 移動通信
 - (9) 通信システム
 - (10) 光ファイバー通信
 - (11) 電子測定技術
 - (12) 計算機の応用
 - (13) 計算機通信網
 - (14) 計算機のプログラム設計言語
 - (15) ソフトウェアとマイクロ・コンピュータ
- (16) 郵電管理幹部研修
 - (17) 郵政幹部養成
- (18) 郵電経済幹部養成
 - 2. 日本側の技術協力の内容
 - (1) 日本側の技術協力は、本センターの訓練を担当する中国人カウンターパートに対し、技術指導と助言を与えることを内容とする。
 - (2) 日本側の技術協力による中国人カウンターパートに対する指導内容は次のとおりとする。

分	野	内容
1. デジタル交換	Ď.	(1) 方式概要及びハードウエア
		(2) ソフトウエア
		(3) 障害処理及び運転操作方法
		(4) 施 設 設 計
		(5) 細部設計
2. 光ファイバー	一通信	(1) 方式概要
		(2) 光ファイバーケーブル技術
		(3) 光伝送方式技術
3. データ通信と	こコンピュー	(1) システム設計
ターネットワー	- ク	(2) 端末システム設計
		(3) オペレーテイングシステム
		(4) 通信制御
÷		(5) ソフトウエア設計技法
		(6) データベース
2		(7) ネットワーク技術

Ⅱ 日本人専門家

- 1. チームリーダー
- 2. 下記分野の専門家
- (1) デジタル交換
- (2) 光ファイバー通信
 - (3) データ通信とコンピューターネットワーク

Ⅲ 特権・免除及び便宜

- 1. 中華人民共和国政府は、海外から送金される報酬に対して、又はそれに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金を免除する。
- 2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族の持ち込む個人的使用品及び業務に関連する機材に対して関税を免除する。
- 3. 中華人民共和国政府は、医療の便宜を提供する。

IV 供与機材

下記技術協力分野に必要な機器・部品。但し無償資金協力により供与される機材の補 足的機器・部品に限定する。

- 1. デジタル交換
- 2. 光ファイバー通信
- 3. データ通信とコンピューターネットワーク

V カウンターパート及び事務職員

1. プロジェクトの長

- 2. 下記分野のカウンターパート
 - (1) デジタル交換
- シュ (2) 光ファイバー通信 コニュー・コー
 - (3) データ通信とコンピューターネットワーク
 - 3. 事務職員
 - (1) 管理
 - (2) 経理
 - (3) 通 訳
 - (4) その他

VI 土地・建物及び付帯施設

- 1. 北京郵電訓練センターの用地, 建物及び施設
- 2. 日本国政府から供与される機材の据付及び保管に必要な部屋及びスペース
- 3. チームリーダー及びその他日本人専門家のための事務室及び必要な施設
- 4. その他双方が必要と認める施設

₩ 合同委員会

1. 機能

合同委員会は、少なくとも年一回及び必要が生じた時に開催し、次の機能をもつも のとする。

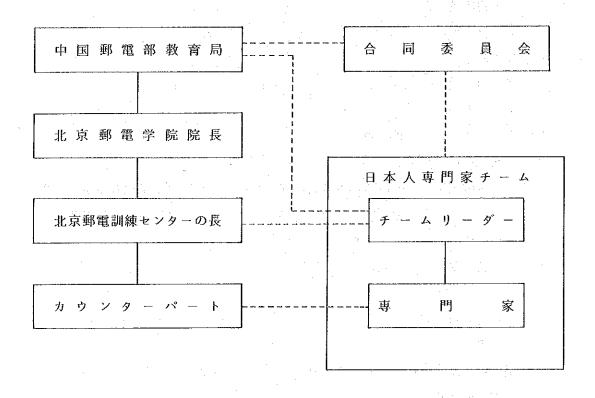
- (1) 本討議議事録の枠内で策定された暫定実施計画に沿って当該プロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) 技術協力計画全体の進捗及び上記の年次計画の達成に関する検討を行う。
- (3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき検討し、意見交換を行う。
- 2. 構成
 - (1) 委員長

中華人民共和国郵電部教育局長

- (2) 委員
 - (a) 中国側
 - | 国家科学技術委員会の代表
 - || 郵電部の代表
 - || 北京郵電訓練センターの長
 - iv その他当該プロジェクトの関係者
 - (b) 日本側
 - | チームリーダー
 - ⅱ その他専門家

Ⅲ 必要に応じてJICAより当該プロジェクトのために派遣される関係者 Ⅳ 在北京JICA事務所長

(註) 在北京日本大使館員は、合同委員会にオブザーバーとして出席できる。 畑 組 織 図



日本国際協力事業団北京郵電訓練センタープロジェクト実施協議団団員名簿

団 長 池 島 順 一 郵政省通信政策局国際協力課企画官

团 員 小 林 正 次 日本電信電話株式会社国際企画室担当部長

加藤敏雄 日本電信電話株式会社国際企画室

第一アジア担当担当課長

赤 沼 克 彦 日本電信電話株式会社

中央電気通信学園伝送無線技術部第二教程課長

田 中 俊 昭 国際協力事業団社会開発協力部海外センター課

中華人民共和国郵電部北京郵電訓練センタープロジェクト実施協議団団員名簿

団 長 馬 湘 郵電部教育局処長

副団長 張 文 冬 北京郵電学院訓練センター副主任

団 員 封 兆 良 国家科学技術委員会国際技術合作局官員

陳 徳 栄 北京郵電学院訓練センター副主任

朱 震 清 北京郵電学院計算センター副主任

白 金 榜 北京郵電学院外事弁公室主任

張 明 濤 郵電部外事局官員

孟 禄 増 郵電部教育局官員

通 訳 李 視 岐 北京郵電学院訓練センター日本語教師

中国北京郵電訓練センターのための技術協力に関する

討議議事録覚曹

日本国国際協力事業団実施協議チームと中国郵電部実施協議団は、相互に合意し、中国 北京郵電訓練センターのための技術協力に関する討議議事録(以下「R/D」という。) に署名した。

以下には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために双方により了解された内容を記録することとする。

- 1. 双方は、R/D附属文書のI-3に基づき、当該プロジェクトの暫定実施計画を別表 1・2の通り作成した。この暫定計画は、当該プロジェクトに必要な予算が確保される ことを前提として策定された。本計画は、当該プロジェクトの実施段階において必要が 生じた場合、討議議事録の枠内で変更されるものとする。
- 2. 双方は、R/D附表Ⅲの2に記載されている「個人的使用品」には、日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれることに合意した。
- 3. 双方は、R/D附表Ⅲの2に記載されている「業務に関連する機材」には、日本人専門家及びその家族により使用される一家族当たり1台の自動車が含まれることに合意した。
- 4. R/D附属文書のW-1(3)に述べられている交通費については、日本側は都市間の交通費を日本側にて負担する旨表明した。
- 5. R/D附属文書のVI-1(4)に述べられている日本人専門家の住居施設について中国側は、両国政府間で合意している次の条件に従って、適切な措置を講ずる用意がある旨表明した。即ち中国側は、日本人専門家に対し適切な宿舎を提供する用意があり、なかでも長期専門家のためには可能な限り自炊条件を具備した宿舎を提供し、特に家族を随伴する長期専門家のためには、原則として自炊条件を具備した宿舎を提供する用意がある旨表明した。

また、宿舎費について中国側は、短期専門家については1日当たり60元を越える金額を、長期専門家(家族を含む)については、専門家本人の宿舎費が日本国政府が専門家に支給する宿舎手当よりも高額な場合にあっては、その超過部分の金額を中国側にて負担する用意がある旨表明した。

てれに対し日本側は,長期専門家を派遣する際,当該専門家の中国における宿舎手当の等級及び上限額を中国側に提示する旨表明した。

6. 双方は、R/D附属文書のII-1に基づき派遣される日本人専門家が、中国において 技術指導にあたり使用する言語は日本語とし、中国側が適切な通訳を配置することを確 認した。また、日本側は、中国側の要望に応じ、できる限り参考となる英文資料を提供 する。

- 7. 双方は、R/D附属文書のIV-1 に基づき日本に受入れるカウンターパートのうち、 1カ月以上の期間にわたって受入れるカウンターパートは、英語のできることを条件と することを確認した。
- 8. 双方は、R/D附属文書のWI-5に基づき設置される合同委員会の開催にあたり、毎回中国側が、活動実績及び計画について中国語で記し、日本語訳を付した年次報告書を、前もって日本側に提出することを確認した。

北 京 1986年2月5日

H im

他 島 順 一 実施協議チーム団長 日本国国際協力事業団 馬 湘 実施協議団団長 中華人民共和国郵電部

1. 技術協力計画

会計年度 項 目	1985	1986	1987	1988	1989	1990
1. 協力期間						
X						
II 日本側				26 8 2		
 専門家派遣 (1) チームリーダー 					<u> </u>	<u> </u>
(2) 短期専門家	*.*		<u> </u>			
四 斑 知 每 1 1 3		約3カ月間 6名 1~2週間 9名			·	
① デ ジ タ ル 交 換		 方式概要及びハードウエア	1 214			}
		ソフトウエア				
		障害処理及び運転操作方法				
② 光ファイバー通信		方式概要			<i>t</i>	
		光ファイバーケーブル技術 光伝送方式技術				
③ データ通信とコン		システム設計			· • • • •	
ピューターネットワーク						
2. カウンターパート受入れ		<u></u>				
(1) デジタル交換			·			-
(2) 光ファイバー通信		各分野1名				
(3) データ通信とコン ピューターネットワーク						4
3. 機材供与						
4. 調査団派遣	_			. <u>.</u> .	:	·:
4. 网旦团伙隐						
田 中 国 側						
1. カウンターパート・						
事務職員の配置						
(1) 所 長						-
(2) カウンターパート				·		
(3) 事務職員					. •	
						

⁽注) 1987年度以降の各年度の技術協力の内容については、当該年度の前年の適当な時期に派遣される調査団 と協議する。

2. 訓練コース年次計画

訓練コース	人数	期間	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年
1. プログラム・コント 1. ロール交換技術	60	半年				. <u> </u>		
2. デジタル 通信	60	半年						ji •
3. 搬 送 波 通 信	60	半年						
4. 通 信 線 路	60	半年						
5. 衛 星 逝 信	60	半年		- 1		1		
6. 波 通 信	60	2カ月	12月~1月 30人					
7. ファクシミリ通信	60	半年						
8. 移 動 通 信	60	2カ月	12月~1月 30人					
9. 通信 システム	30	半月	1277 (45000)	. :				
10. 光ファイバー通信	90	1 年		4 F.				-
11. 電子測定技術	60	半年	reter e					
12. 計算機の応用	60	1 年						<u></u>
13. 計算機通信網	60	1 年						
14. 計算機のプログラム 設 計 言 語	120	半年		<u> </u>				
15. ソフトウエアとマイ クロコンピューター	60	半年		-1				·
16. 郵電管理幹部研修	60	2 年 3カ月	30 80					
17. 郵政幹部養成	60	1 年	30					-
18. 郵電経済幹部養成	60	1 年	30			4		4

中华人民共和国岛电部实施协议团 和日本国国际协力率业因实施协议团 共于在中国北京部电培训中心 进行技术合作的会谈纪题

为了制订有关北京邮电培训中心项目的技术合作的详细计划。自日本国际协力事业园(以下称"JIOA")组成的、以池岛颇一为团长的日本方面实施协议园。自1936年1月28日至2月6日访问了中华人民共和国。

日本方面实施协议目在中华人民共和国工作期间,就有效地实施上述项目时,两国政府应采取的必要措施一事,与中华人民共和国邮电部数官局以马湘为图论的实施协议固交换了意见,并进行了一系列的讨论。

讨论结果, 双方同意将附件中所列各项事务分 别向本国政府提出建议。

本纪要于1986年2月5日在北京签订,一式 两份。每份都居中文、巨文和英文写成, 三排文本 具有同等效力,如在解释上有分歧时,以英文本类

中华人民共和国 日 本 国 邮电部实施协议团团长 国际协力事业图实施 协议团团长

池岛原一

附件

一、两国政府的合作

- (一) 为了培训中华人民共和国邮启适信事业所需要的人材,中华人民共和国政府和日本国政府符 在实施中国北京邮启培训中心项目(以下称"该项 目")方面进行合作。
- 口 该项目根据 1984年9月27日两国签署的 换文所达成的协议, 自154国 政府提供元偿资金合作 设立的"中国北京邮电培训中心"中实施。
 - 曰 该项目根据附表 I 的基本计划实行。

二、源造日本专家

(一) 根据日本国现行的法律和规章,日本国政 后通过 JIOA 采取必要措施,按照日本国政府技术 合作计划的例行手续,由日本方面负担费用,提供 附表工中所列的日本专家的劳务。

口 上述一项所指的日本专家及其家属, 在中华人民共和国准于享受附农田中所列的优惠待遇、免税和方便。日本专家在中华人民共和国工作期间、享有与在中国执行同样任务的其它第三国专家或图际机构的专家同样的优惠待遇、免税和方便。

三、提供机器设备及材料

- () 根据日本国现行的法律和规章,日本国政 后遭过JIOA 采取必要指施、按照日本国的技术合 作计划均例行手续,由日本方面负担费用,提供附 衰目所列的、实施该项目所需要的机器,设备和材料(以下称"器材")。
- (DIM) 交付中华人民共和国有关部门时,即属于中华人民共和国政府的第一, 而这些各对在与附近 证所列举的目本专家协商下, 仅用于该项目的实施。

四、接受进修人员

- (一) 根据日本国现行的法律和规章,日本国政府通过JIOA采取必要影志,按照日本国政府的技术合作的例行手续,由日本方面负担费用, 按受与该项目有关的中国人员在日本运修。
- (二) 中华人民共和国政府通过有关部门采取必要措施,保证中国人员在日本技术进修中所获得的知识和经验,有效地应用于该项目的实施。

五、中国对等人员和工作人员的营务

- (一) 根据中华人民共和国现行的法律和规章, 中华人民共和国政府采取必要措施,由中国方面负担费用保证附表 V 所列举的中国对等人员及工作人员的劳务。
- 口 中华人民共和国政府,根据附表口中规定的、日本国政府派遣的各种专家,柏应地配备必要数量的、具有适当资质素质的人员,以会在该项目

实施过程中,有效而成功地进行技术转让.

六、中华人民共和国遥过 有关部门应采取的措施

- (一) 中华人民共和国政府依据中华人民共和国现行法律和规章, 通过省关部门采取必要措施,由中国方面负担费用提供如下条件:
 - (1) 附表 V 所列的土地、 建筑物和附属设施。
- (2) 除上述第三条通过 JICA 提供的器材之外的、为实施该项目所需要的器材、 车额、工具、备件和其他物品的供应或更换。
- (3) 为日本专家在中华人民共和国内因公出差 提供方便和市内交通费。
- (a) 为日本专家及英家属提供备有家具的住房设施。
- 口 中华人民共和国政府报告中华人民共和国现行的法律和规章,通过有关部门采取必要措施, 负担下列经费:

- (1) 器材在中华人民共和国国内的运输、安装、 操作和维修所需经费。
 - (2) 为实施该项目所需要的全部经营费用。
- (三) 中华人民共和国政府有关部门将负担对上述第三条所列器材在中华人民共和国国内征收的关税、国内税和其他财政税。

七、项目管理

- (·) 中华人民共和国邮电部教育局局长应对该项目的实施负有全部责任。
- 口 该项目的领导人,即是中国北京邮电培训中心的主任,对该项目的管理和经营负有全部责任。
- 田本专家组长就与该项目实施有关的技术和管理方面的事项,向该项目邮电部实施负责人和该项目的领导人提出建议,并予以协助。

四、日本专家就有关该项目的实施,给予中国对等人员必要的技术指导和建议。

- 面 为有效而成功地实施该项目,根据附表证中所述的职能和人员组成,设立联合委员会。
 - 闪 该项目的机构,按附表驱的组织图组成。

八、对日本专家的索赔要求

日本专家在中华人民共和国内由于执行任务,或在执行任务中,或与执行任务有关,而发生对其提出索赔要求时,除因日本专家的故意行为或重大过失而引起的外,均由中华人民共和国政府对该要求索赔负责。

九、相互协商

两国政府对本附件所产生的、或与本附件有关 的主要事项进行相互协商。

十、合作期限

该项目的合作期限从1986年2月5日起为期 五年。

以比本基、I

1、该项目的目的

该项目系在北京邮电培训中心内,对中国邮电部门的在职中、高级技术人员及管理干部进行下列方面的培训,旨在提高他们的技术和管理水平,促进邮电通信事业的发展。下列方面的培训包括制定教学计划以及编写教材,由中方实施。

- (1) 程控交换技术;
- (2) 数字通信;
- (3) 载波通信;
- (4) 通信线路;
- (5) 卫星通信;
- (6) 数字微波通信;
- (7) 传真通信;
- (a) 移动通信;

- (10) 光纤通信;
- (11) 电子测量技术;
- (12) 计算机应用;
- (19) 计算机通信网;
- (44) 计算机的程序设计语言;
- (5) 软件与微机;
- (ii) 邮电管理干部的进修;
- (11) 邮政干部的培养;
- 18) 邮电经济干部的培养;

2、日本方面技术合作的内容

- (1) 对担任本中心培训课程的中国对等人员, 提供技术指导和建议。
 - (2) 对中国对等人员提供指导的內容如下:

范围 内 容 数字交换 (1)方式概要及硬件 (2)软件 (3)障碍排除及运转操作方法 (4)设备设计 (5)细件设计

2、光纤通信	(1) 方式概要;
	(2) 光纤电缆技术;
The same was a superior and some some some some some some some some	(8) 光传播方式技术;
3、数据通信与	(1) 系统设计;
计算机网络	(2) 终端系统设计;
	(3) 操作系统;
	(4) 通信控制;
•	(5) 软件设计方法;
	(6) 数据库;
	(7) 网络技术。

11、日本专家

- 1、专家组长
- 2、下列领域的专家
- (1) 数字交换
- (2) 光纤通信
- (3) 数据通信与计算机网络

□、优惠待遇、免税及方便

- 1、中华人民共和国政府免除对国外汇进的薪 金或与其有关的、可能征收的所得混和其他税收。
- 2、中华人民共和国政府对日本专家及家属带进的自用物品和与其业务有关的器材免征海关税。
 - 3、中华人民共和国政府提供医疗方便。

N、提供器材

日方提供下列技术合作所必须的机器、部件。 但是只限于无偿资金合作所提供的器材的补充机器 和部件。

- (1) 数字交换;
- (2) 光纤通信;
- (3) 数据通信与计算机网络。

V、中国对等人员和工作人员

- 1、项目领导人
- 2、下列领域的对等人员
- (1) 数字交换
 - (2) 光纤通信
 - (3) 数据通信与计算机网络
- 3、工作人员
- (1) 管理
- (2) 会计
- (3) 翻译
 - (4) 其他

N、土地、莲筑物及附属设施

- (1) 北京邮电培训中心的用地、建筑物及资施。
- (2) 由日本国政府提供的机器、设备和器材的 安装和保管所需要的房屋和场站。

- (3) 专家组长及其他日本专家用的办公室及 必要的设备。
- (4) 双方认为必要的其他设施

W、联合委员会

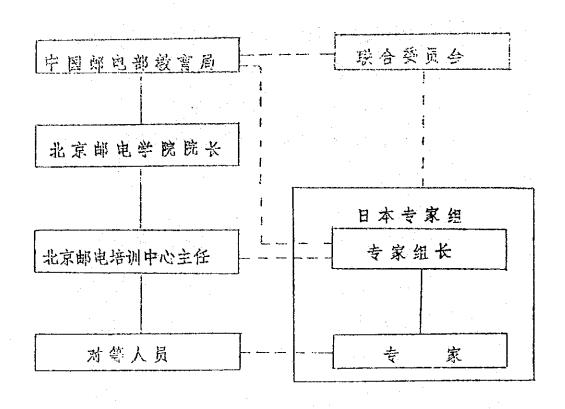
1、职能

联合委员会议至少每年一次和在必要时召开, 其职能如下:

- (1) 按照本会谈纪要范围内所制订的智行实施计划,制订项目的年度计划。
- (2) 对整个技术合作计划的进展和上述年度计划的完成情况进行研究。
- (8) 对由技术合作计划产生的、或对有关技术合作计划的主要问题进行研究和交换意见。
 - 2、构成
 - (1) 主任委员中华人民共和国邮包部教育局局长

(2) 委员

- (a) 中方
- i 国家科学技术委员会代表
 - 直 即电部代表
 - 臣 北京邮电培训中心主任
- 10 与该项目有关的其他人员
- (6) 日方
 - · 专家组长
 - i 其他专家
 - · 根据该项目需要由 JIOA 派遊的有关 入员
 - N 驻北京JICA 享多所所长
- 注:日本驻北京大使每人员可作为观察员出席 联合委员会会议。



中华人民共和国 印电部实施协议国 人员名单

日长 ; 马 沿 邮电部软官局处长

有 百七。联文全 北京印电学的培训中心传主任

\$45% 以京郑嘉学压培切中心有主任

系深行 北京印电学院计算中心会主任

自全位 北京邮电学院外写办公室主任

张联等 上也部外享局官员

五世紀 二、皇命獻官局官員

4. 第一、字符段 北京部电影管特别中心目录管算

日 本 目 国际协力专业巨实施协议目

人员名草

团 长:池岛屬一 日本邮政省通信政策局国际协力课企画官

团 员:小游正次 日本皂信电话读式会社国际企画室担当部长

加藤敦雄 日本电信电话株式会社国际企画宣第一亚洲

课担当课长

赤冠克彦 日本电信电话株式会社中央电通学园传送元

线技术市第二家程课长

图中食昭 国际协力享业国社会开发协力市海外中心课

关于在中国北京邮电培训中心 进行技术合作的会谈纪要备忘录

中华人民共和国邮电部实施协议团和日本国际协力事业团实施协议团一致同意并签署了关于在北京邮电培训中心进行技术合作的会谈纪要(以下管 被 R/D)。

为了明确 R/D 中所规定的几个特定事项, 羽将双方了解的内容纪录如下:

- 1. 双方以B/D附件一。 曰为基础, 在确係本项目所需预算的前提下, 制订该项目的暂定实施计划(见另表1, 2)。本暂定计划在实施过程中如需变更时, 可在B/D范围内进行。
- 2、双方同意 B/D 附表 E之 2 中记载的"自居 由品",包括日本专家及英家属为个人使用 而从国外营来的一些家用器 具。
- 3、双方同意 R/D 附表 E 之 2 中 记载 的 " 与 业务有关的器材",包括日本专家及关家居所使用

的每家一辆汽车。

4、关于五/D附件六(3)中所述有关交通费用问题,日本方面表示, 经市间交通费用由日本方面负担。

5、共于附件六(-1)中所述日本专家居住设施,及居住费用问题,中国方面表示。准备按照目前两层居住的两层的条件采取适当的措施,即对于长期专家的其提供具备自炊条件的宿舍。关于住宿费用问题,同意在短期专家一天的住宿费用超过60元时,和长期专家(包括家科(包)在专家本人的住宿费用高于日本政府发给专家的住宿产贴时,超出部分由中方负担。

日本方面派並长期专家时,应向中国方面提供专家在华住宿津贴的标准和上限金额。

6、双方确认,根据R/D附件二派遣的日本 专家,在中国进行技术指导时使用日语。由中方配 各合适的翻译。

此外日本方面应中国方面的希望,尽量提供作 为参考的英文资料。

7、 双方确认, 根据 R / D 附件四 (-) 项规定由 日方接受的中方对等人员中, 接受期限在一个月以 上时,其对等人员应以会操英语为条件。

8、双方确认,根据 B / D 附件七回规定而设 立的联合委员会每次开会时,中方应就活动成绩及 计划用中文纪录年度报告书中,并附日文译文, 套 先向日方提出。

实施协议团团长

中华人民共和国邮电部 日本国国际协力等业团 实施协议团团长

淵

池岛顺

一九八六年二月五日于北京

1、技术协力计划					
项目 今计年辰 1985	1686	1987	1038	0.80	1990
工、合作款回					
•			:	J	
11. 田杉方回				-	
1、误遇专兴				and the	
(1) 专权组示		-		nder sind der	
(2) 函括布際	***************************************				•
	约3个月 64				
-	1~2月 9年				
1. 〇於中公隶	力 或约以及以及公司, 故中				
in the second	即再处型及共运特银作方法			***************************************	
砂光平崗和	以以京城	····		*********	
	光年也結故法				
	光衛指力或裁水				
② 較審過信用	果完設计		1		
计学机图绘			:		
2、 数欧对邻人园					Ĭ.
(1) 穆华衣裳				***************************************	
(2) 光华岗街	- 如您該口給	, a , a, ap, ab de			
(3) 数据過信用					
中华纪画器					
3、最重要者					
4、既從這麼因 ——					

公司	1985	1986	1937	1983	1989	0661
12、中国分面 12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、1						
1、台华人女,学和人对近另						
(1) 计任						
(3) 革命人所						
(3) 办公人员						

1987年度以后的各年度的技术合作的各体社谈年度的前一年超当时期识别对原记者所述。

1991年 1950年 1980 4 12万 30 2月一1月 12月-1月 2926年 11月月 3.0 4 30 10月 30 2个江 温温 李书 料 2个月 1.54 ** 1.4 半年 人為一部回 三半 :}-c3 ှေ (၁) <u>...</u> ر د) 0 ၁ မ 0 O ပ 0 ပ ဖ 0 CS ာ ယ ္| မျ ဖ ť က 14、计学机的维萨沙山海岸 2、各年刘錼珠绝计划 16、專売額關下部高級 17、邮政子部培养 18、邮电差於了部培养 15、操作与维抗 おおななない。 三数路陽三 教學教授過信 11、电子测盘技术 13、计算机通信图 12、计算机应用 2、然中協会 16、光纤通值 は、製御貨幣 5、卫星通信 8、觀以婚徒 7、 传英通信 物化湖布 温布然然 တ် 63 63

3. プロジェクト概要及び留意事項

资本等负点的对应 古名自己

,你能可能是这个你就是本家的行为的。

基本企业的企业基础的企业等的企业。

3-1 日本側技術協力の内容

日本側は北京郵電訓練センターに対する技術協力の方法として、訓練センターの教官を対象に、ディジタル交換、光ファイバー通信及びデータ通信とコンピューターネットワークの3分野それぞれに日本から専門家を派遣し、講議及び技術指導を行うこととした。

これら技術協力の実施に当り、日本側は、1986年度は各分野ごとに3か月間派遣の専門家2名及び1~2週間派遣の専門家3名を9月から始まる3か月間内においてそれぞれ適当な時期に派遣する。

各分野でとの技術協力の内容は以下のとおりである。

3-1-1 ディジタル交換

ディジタル交換技術の習得を目的とし、当面はD70形交換機の基礎知識及び技術を習得するため、下記項目についてカウンターパートに対し講議及び技術指導を行う。

- ① 方式概要及びハードウェア
- ② ソフトウェア
- ③ 障害処理及び運転操作方法
- ④ 施設設計
- ⑤ 詳細設計

1986年度は①~③項を実施する。具体的内容については北京郵電訓練センターに対する無償供与機材のカウンターパート研修として日本国内で実施されているD70形交換機に関する訓練を基本とする。

これに対し、中国側は基本的に了承したが、さらに以下の7項目について講義するよう要請があった。

- ① D70形交換機のハードウエア及びソフトウエアの特徴
- ② ソフトウェア設計方法とその例
- ③ ソフトウエアの製造過程
- ④ D70ソフトウェア中におけるCHILL 言語と標準CHILL 言語との相違点
- ⑤ D70ソフト開発システムの簡単な紹介
- ⑥ システム同期及び網同期技術
- ⑦ INSの概要

日本側としては、これらの項目は大部分先に示した日本側のカリキュラム中において解説できる内容であるところから、1986年度は日本側のカリキュラム案により実施することとした。

なお、1986年度の技術協力を実施した結果、中国側から特定の項目について講議の要望があれば次年度以降の講議テーマとして検討することを双方了承した。

3-1-2 光ファイバー通信

光ファイバー通信については、中国人カウンターパートに対し、下記の指導を行うこと を提案した。

- ① 方式概要
- ② 光ファイバーケーブル技術
- ③ 光伝送方式技術

1986年度は、上記①~③の項目について全て実施する。1987年度以降の技術協力方法(特定テーマ等)については、これらの実施結果を踏まえて別途協議する。

これに対し、中国側は日本側案を基本的に了承したが、さらに以下の項目について指導 の要請があった。

- 1) 光ファイバーケーブル伝送方式関係
 - ① 大容量光ファイバー伝送方式

中 "

- ② F-1.6G光ファイバー伝送方式
- ③ 海底光ファイバー伝送方式
- ④ 加入者光伝送方式
- 2) 光ディバイス関係
 - ① 埋め込み構造 (BH) レザーダイオード
 - ② 分布帰還 (DFB) レザーダイオード (1.3 μm, 1.5 μm)
 - 3 Ge APD
 - ④ LDモジュール、APDモジュール
 - ⑤ 光ヘテロダイン検波等の光検波技術
 - ⑥ 光合波器,光分波器,光減衰器
 - Mode Control
- 3) 光ケーブル関係
 - ① 偏波保持光ファイバーケーブル
- 4) 光ファイバーケーブル接続技術関係
 - ① 永久接続方法とコネクタ接続方法
 - ② 全自動融着接続(5心一括融着接続)

日本側としては、これらの項目は現在研究開発中のもの、及び企業のノウハウに関するものを除き、大部分は日本側から提案した指導項目の中において解説される内容であり、1986年度の指導を実施した結果、更にある項目について指導が必要であれば、適当な専門家を派遣することを年度協議時に提案を受け検討することとした。

3-1-3 データ通信とコンピューターネットワーク

日本側の技術協力による中国人カウンターパートに対する指導内容として、日本側は次 に示す7項目の内容を提案した。

- ① システム設計
- ② 端末システム設計
- ③ オペレーティングシステム
- ④ 通信制御
- ⑤ ソフトウェア設計技法
- ⑥ データベース
- ② ネットワーク技術

一方,中国側は次表の如く,かなり詳細な指導内容を提案して来た。日中双方で協議した結果,中国側で提案した内容は,全て,日本側で提案した内容に含まれており、R/D上に記述する内容としては,あまりにも具体的過ぎるので,日本側の提案内容で実施することを合意した。

実施に際しては、次の事に留意して欲しいとの中国側の要望が出された。

- ① オペレーティングシステムについては訓練システムで導入されている機種,例えば ACOS 450 及びMS 140(120) 等について,オペレーティングシステムの設計 及び作成を例を挙げて、具体的に説明して欲しい。
- ② 故障診断システム (プログラム) について説明して欲しい。
- ③ システムの最適設計のために、GPSSまたはその他の進んだシュミレーション手法は重要である。その活用方法を例を挙げて、具体的に説明して欲しい。
- ④ 訓練システム全体のネットワーク構成について、その具体的インターフェイス手順を含め、全体の説明をして欲しい。

以上の4つの要望のうち、①~③の3つの内容については、日本側で提案した7項目の中で、留意して実施する旨回答した。特にGPSSの具体的活用方法については、7項目の中の①システム設計の中で実施されることを回答した。

但し、オペレーティングシステム、通信制御、データベース等のプログラムのステップ レベルの詳細な内容等は企業のノウハウに属するものであり、企業のノウハウに関するも のについては、実施できない事を明示し、確認した。

また、④の訓練を実施するには、カウンターパートが個々のシステムについてある程度の基礎知識を有している必要がある。このため、初年度の1986年度にいきなり、この訓練を実施しても十分な成果を上げることは難しい。従って実施時期は、1987年度以降の適当な年度とする事が望ましい。

また、中国側で提案した内容には③にINSの項目があるが、これは、デジタル交換の分野の中で対処する事で合意した。

中国側で提案した内容の表

- ① コンピューターシュミレーション設計,データ通信網とコンピューターネットワークの構成、システムの最適構成の設計方法
- ② データ交換, 回線交換, パケット交換 (訓練センターに設置されたデータ交換機) の構成及び基本原理
- ③ INSの業務範囲、ネットワーク構成、日本のINSの現状と発展
- ④ 通信制御プロトコルのソフトウエア実現及びその設計方法
- ⑤ オペレーティングシステム(結合データ交換網ACOS-450, MS-140(120) 等のオペレーティングシステムの解析
- ⑤ ソフトウェア設計方法 (パケットデータ交換網のリンクレイヤー、ネットワークのレイヤーのソフトウェア及びコンピューターの通信制御ソフトウェア)
- ⑦ データベース, データベースの構築, データ網を通じてのデータベース検索, 公衆形データベースの構築方法
- ⑧ 異種端末装置相互間の連結問題
- ③ 端末システムの設計、オフィスオートメーションシステムのデータベース、システム構成、ネットワーク構成等

3-2 専門家派遣計画

前3・1項の技術協力の内容を実施するため、日本側は1986年度は以下の附表に基づき、各分野それぞれ3か月間派遣の専門家2名と、1~2週間派遣の専門家3名を派遣する。

3か月間派遣の専門家は、9月以降3か月間北京郵電訓練センターに派遣され、各分野ごとに日本側技術協力の全体の責任を負う。

1~2週間派遣の専門家は、上記3か月以内の各分野でとの適当な時期に派遣され、講議の一部を実施する。

なお、1987年度以降の派遣計画については別途協議する。

チームリーダーは長期の派遣とする。

専門家に対する住居の提供とその費用負担については、日・中両国間の年次協議において合意されたとおりとする。(詳細はミニッツ 5 項のとおり)長期専門家であるリーダーについては、特に適切な宿舎を確保せしめるため、あらかじめ家族構成・住居手当上限額について中国側に通報する必要がある。

附表 北京郵電訓練センタ技術協力暫定実施計画

1990年度		1~3 % { 911	・トー・公路・	1~3 & { 911	・特定ゲーム	2~3名 9 11	・ソフトウェア 設計技法 ・データベース ・特定テーマ
1989年度		1~3 & { 911	・特定ケーマ	1~3 & { 911	・発売・して	2~3 名11	・オペワール・ソグ ツメルムエ ・国信制御 ・特定テーム
1988年度	l	1~3 & { 911	・容記ケーマ	1~3 & { 911	・ 一十円	2~3 名11	・オペレーナイング ・ソステム I ・特定チーマ
1987年度	 	2名911	・海殺設計・海海路設計・本部のイーン	1~3 &{ 911	李 元 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	2~3名 9 11	・ネットワーク技術 ・錦末システム設計 ・特定テーマ
1986年度		2名 911 3名	・ 方式概要・ ハードウェア・ ソフトウェア・ 障害修理及び運転 操作方法	2~3名	・方式概要・光ファイバケーブル技術・光伝送方式技術	2名911	・ンステム設計
1985年度	61. 1/28 2/6						
分野	超		ディジタル交換		光ファイバ通信		チャダーを産

3-3 カウンタパート指導の実施形態

(1) 指導は日本語で実施し、中国側が通訳を行う。但し、受講生は日本語の読み書きを出来ない者が大半を占める可能性が大であり、できる限り、関連する英文資料を参考として準備する必要がある。

また、演習等で、実際に書かせる必要のある科目については特に周到な準備を要する。

- (2) 日本側はカウンタパートの技術レベルを知る必要があるため、カウンタパートの経歴付きの名簿を必要とするが、これは、指導実施の2か月程前に中国側から提出される。
- (3) カウンタパートは、訓練センターの専属講師(現在選抜中であり約40名)と郵電学院の 先生のうち訓練センターの講座を担当する者であり、全員大卒後既に教師の経験を有する 者である。
- (4) 1クラスは各分野とも、約15人程度である。これらのカウンタパートに対する同一内容 の講義は1回のみであり、繰返し実施することはない。
- (5) 日本人専門家の指導期間中、カウンタパートは、別の仕事を持たず、日本人専門家の講 義受講に専念する。
- (6) 日本側は指導カリキュラムを出来るだけ早く中国側へ提示する必要がある。
- (7) 訓練センターは全寮制であり、授業時間は午前中は8:00から12:00までに4時限(1時限45分)、午後は2:00から4:30までに3時時限、夜は7:00から9:30まで自習となっている。

傾向として、午前中は講義、午後は自習または実験が行われている。中国では、土曜日 も平常勤務である。

日本人専門家の講義の実施に当っては、1人当り午前中の4時限を過2回程度担当する事を目安とする。なお、午後の3時限については、自習または実習に当てることとする。

- (8) 訓練実施に当っては、極力供与機材を活用した実習を行い、訓練内容を具体的で定着性のあるものとする必要がある。但し、企業のノウハウに関するもの及び現在研究開発中のものについては、触れる必要はない。
- (9) 講義の実施に当っては、通訳が介在することになり、時間のロスが考えられる。このため、OHP等を利用して、黒板に書く時間を省く等の考慮をするとともに、事前に通訳と

良く連絡を取り、効率的に授業が行われるように留意する必要がある。

3-4 研修員の受け入れ計画

1. 1986年度については、3分野から各1名の研修員を次の集団研修コースに受け入れることとした。

このことから、研修員は英語のできる者を派遣するよう中国側へ要請し、中国側もこれ を了承した。

また、研修員の日本への派遣にあたっては、「中華人民共和国国家科学技術委員会」を通すこととし、集団研修コースは、時期的に1986年5月から始まるコース(光ファイバー通信関係)もあることから、早めに人選してほしいとの日本側の要請に対し、中国側より、集団研修コースの派遣に伴う所定の手続きに従って実施することと、及び、研修員については、現在7名まで候補者を絞っており、この中から3名を選抜することとしている旨、説明があった。

- ① ディジタル有線伝送技術 1986. 5. 1 ~ 8.10 東京
- ② ディジタル交換技術 (II) 1986. 7.31 ~ 11. 9 東京
- ③ データ通信技術
 - (i) ネットワーク技術 1986. 10. 30 ~ 1987. 2. 8 東京
 - (ii) システムエンジニア 1986. 10. 2 ~ 1987. 3. 29 沖縄

(沖縄国際研修センターでの

情報処理要員養成コース)

- 2. 上記1項の③については、中国側で(i)又は(ii)のいずれかを選ぶよう要請し、中国側もこれを了承した。
- 3. 1987年度以降も、上記集団コースへの受入れを検討することになる。

3-5 供与機材

1. 1986 年度は技術協力の初年度に当るため、日本人専門家が指導を実施するに当って、最 も必要となる訓練用機材に重点を置くてとになった。

日中双方で協議の結果候補品目としては、次のとおりとしたが、中国側の正式要請を待って、予算の範囲内で措置することとした。

- ① 普通紙複写機(拡大,縮小機能付)
- ② 自動式簡易印刷機
- ③ パーソナルコンピューター1式と中、英、日文のワーブロソフト各1式
- ④ OHP投影機
- ⑤ カセットレコーダー付きスライドプロジェクター
- ⑥ ビデオデッキ付き大型ビデオプロジェクター (PAL方式)
- ⑦ スライド複写用35㎜一眼レフカメラ1式(複写用スライドとカメラの固定装置及びカ

ラーポジフィルムを含む)

- ⑧ 複写機能付電子黑板
- ⑨ 磁性白板
- ⑩ 電子式英文タイプライター (ポータブル型)
- ① 電子式和文タイプライター (ポータブル型)

中国側のコメントとして、以上の項目のうち、①~⑦の項目は必須であり、⑧以降はもし 予算が許すなら追加して欲しいとの事である。

2. 1987年度以降は無償機材の補足的機器、部品とする。

3-6 1987年度以降の実施計画の協議

1987年度以降の専門家派遣、研修員受入れ、機材供与等の実施計画の内容については、当該年度の前年度の調査団派遣時に合同委員会を開催し協議する。

合同委員会の開催にあたっては、毎回中国側が、訓練コース等の活動実績及び計画について中国語で記し、日本語訳を付した年次報告書を前もって日本側に提出する。

特定のテーマについて中国側が技術指導を希望する場合は、上記協議時に提案され、双方の合意のもとに実施する。

3-7 中国側の実施体制

3-7-1 組 織

中国郵電部及び北京郵電学院の組織は図1・2のとおり。

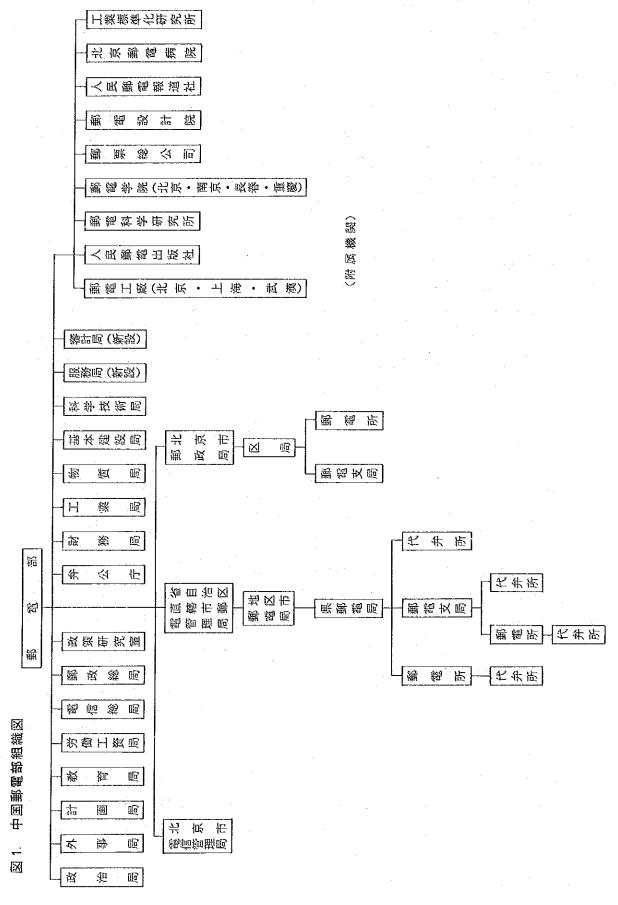
北京郵電訓練センターの総責任者は、郵電部教育局長とする。現在教育局長は空席であるため、当面は教育局副局長の1名(熊乗群氏)が責任者となる。教育局には計画処、学校教育処、職工教育処の3処があり、北京郵電学院及び北京郵電訓練センターは学校教育処(馬湘処長)の管轄である。

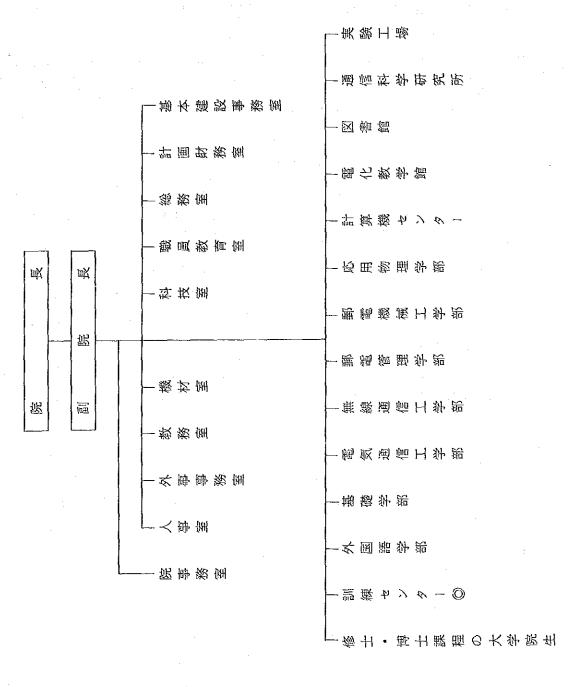
運営管理責任者は、北京郵電訓練センター所長(主任)とするが、所長は郵電学院副院 長とは別におき、かつ副院長と同格とする。

3-7-2 訓練コース

北京郵電訓練センターで実施する18の訓練コースは、カリキュラム・教材作成を含め中国側が運営実施する。

各コースの訓練人数、訓練期間の暫定計画は、TSIの2、訓練コース年次計画のとおりである。各年次の訓練コース設置計画については、現在第7次5カ年計画(1986年~1990年)のもとにおける詳細計画の一環として中国側で検討中であるため、明示することができないとの説明があったことから、今回は1986年の暫定計画についてのみ記入した。1987年以降の設置計画については、次回の調査団派遣時に確認する必要がある。





数学及び数学補助部門

行政管理機構

3-8 日本人短期専門家の生活について(参考)

(1) 気候, 服装

冬の寒さは厳しい。下着を2枚重ね着する等の対策が必要である。教室内も日本と比較 して寒いので注意すること。

春は黄塵の季節風が強い。秋が最も過しよい季節である。

(2) 住居、食事

短期専門家は全員ホテル生活となる見込みである。中国側で確保することになるが、最低、次の条件を満す必要がある。

- 1. 部屋に浴室、机、テレビがある。
- 2. レストランを有し、朝、昼、晩に食事ができる。
- 3. ホテルの前で容易にタクシーを確保できる。
- 4. ホテルはなるべく全員同一のホテルとする。

現在ホテル代は急激に上昇しているので、高級ホテルは無理であるが、中級ホテル(例 えば友誼賓館) クラスを確保する必要がある。

食事は、中華料理が全んど毎日であるが、日本人の味覚に合い、しかも、種類も豊富なので問題はない。朝と晩はホテルのレストラン、昼は郵電学院の留学生食堂で取ることになる。日本から梅干し、味付海苔、インスタント味曽汁等を持込むとレストランの食事にも変化が生じ有効である。

目覚し時計,スリッパ,寝巻等は持参する事。下着類の洗濯はホテルに頼むのが最も良い。従って、予備 2 組程度の持参で良い。

(3) 交 通

空港への送迎は、チームリーダーが郵電訓練センターの車を手配する。短期専門家は極力同一ホテルに滞在することとし、朝夕の送迎はなるべく、郵電訓練センターの車を使用できるようチームリーダーが手配する。やむを得ない場合はタクシーに分乗する。朝の出勤時は、ホテル前で乗車できるが、帰りは電話予約が必要である。(北京は流しのタクシーが皆無に等しい。)

(4) 外 貨

持参する金は、交換率から考えて日本円のトラベラーズチェックが一番良い。元への換金は、中国中どこでも同じであるので、ホテルの両替所で、少しずつ行うのが良い。両替えていた時の外貨兑換証明書は日本円へ再両替えする時に必要となる。

中国には外貨兑換券と人民幣の二種のお金があり、外国人は通常、外貨兑換券のみを使うことになる。しかし、店によっては、つり銭に人民幣を出す所がある。この人民幣は再両替えが出来ない事、そして通常、外国人が買物をする店及びタクシー等で使用できないので、使い残しをしない事。

(5) コミュニケーション手段

中国語(北京語)以外は全く通じないと考えた方が良い。中国語の不得意な日本人にとっては、身振りと漢字が唯一の意志疎通法である。漢字を適当に並べて書けば、日常生活ではあまり問題はないが、中華料理のメニュー、お金の数え方、トイレの場所の聞き方等、最小限の中国語知識は必要である。中国語ができると、日常生活の楽しみは格段と増す。中国語の日常会話の本は、常時、携行すると大変便利である。外国人の泊るホテルでは、英語の解る従業員もいるが、タクシーの運転手では皆無に近い。

一人で外出して道に迷い、そのうちトイレに行きたくなって右往左往するという光景も 容易に想像されるので、滞在ホテルの名前と住所を持参する等の注意が必要である。

(6) 娯楽

一般的に北京の娯楽設備は少なく、さらにレストラン、商店など公共設備は夜8時頃閉店するため、夜の時間の過し方には工夫を要する。日本から短波ラジオ、小説・雑誌等を持込むのも良い方法である。

(7) チップ

ホテル、食堂などでのチップは全く不用である。

(8) 治 安

治安はよく維持されており、外国人に対する暴力犯罪は皆無に近いが、最近の北京の変化は急激であるので、注意に越した事はない。

(9) 通関、税関申告

入国者の貴金属品,及び腕時計,目覚し時計,カメラ,電卓などの中国内持込みは1人1個までで,超過分については規定により従価課税される。もし専門家の携行機材にこれらのものが含まれる場合は,事前にチームリーダーを通じ,中国側と免税措置を請じておく必要がある。

外国人に対する通関手続きは、比較的ゆるやかであるが、最近、市販の週刊誌を持込ん で罰金を払った日本人もいたとの事であり注意を要する。

(10) 衛生、医療

食生活においては、外国人専用のレストランを使用している限り安心である。但し、それ以外の店での飲食は注意を要する。

公衆トイレは、比較的不衛生であるので、なるべく使用しないで済むように配慮する必要がある。

医療は、郵電部で世話をしてくれるので問題はないが、常備薬は持参する事。

電話番号一覧

4.4		
日 本 大 使 館	52 - 2361	北京日本人学校 52-2843
JICA事務所	52 - 2920	52-1143
	52-1121	航空会社
	52 - 2961	日 本 航 空(京倫内) 50-2221
F70 44 6F5 ST.		
聚 急 電 話		ex 216
警 察	110	フランス航空 52-3249
消防	{ 119	イ ラ ン 航 空 52-3249
	55-0100	ソヴィエト航空 52-3581
救 急 車	55-5678	B O A C 英 国 52-2931
電話		パ ソ ア メ リ カ ン(建国飯店) 50-2233 内 135
電話局	55-1000	ス イ ス 航 空 52-3284
国際電話	33-7431	エチオピア航空 52-3285
中国国内長距離電話	33-1230	ユーゴースラビア航空 52-3486
	114	カンタス航空 50-2235
	117	フィリピン航空 52-3992
時刻問合せ	121	タ イ 航 空 52-3174
天気予報問合せ		佐 な
故障	112	旅 行
病 院		国際旅行社本社 55-1826
中日友好病院 ((代)44-6831	- 前門 - 北京 分社 75-7181
(直	通)44-7061	国際列車問合せ 75-5276
首都病院 ((代)55-3731	国内 " 75-5272
口 腔 医 院 ((代)75-7291	列車時刻問合せ 558-2042
<u>9 </u>	. 44.	中国民航
首都タクシー	55-7461	インフォメーションセンター 55-4415
中北タクシー	59 - 4324	
マイクロ借り上げ	48 - 3850	発着時間問合せ 55-2515
"	48-4461	首 都 飛 行 場 55-8341
// (友誼方]	面)89-2747	50 - 6633

				<u></u> ホ	テル					レストラン	
ž	友	ăн	٠	賓	館	89-0621	牥		膳	(宮廷料理)	44-2573
į	熊	山	٠	賓	館	28-0731	北	京烤鴨	店	-和平門-	33-8031
į	兀	苑		飯	店	89-0721		"		一前 門一	75-1379
	北京	展	魙	館飯	店	89-0541		"		- 王府井-	55-3310
. [K	際		大。	厦	50-2255	白		雲	(日本料理)	44-1036
Ţ	美	族		飯	店	65-8541	東	来	順	(しゃぶしゃぶ)	55-0069
5	比	京		飯	店	50-7766	烤	肉	季	(羊肉)	44-5921
3	建	国		飯	店	50-2233	旗	興	楼	(23種のギョーザ)	33-2015
į	京	倫		飯	店	50 - 2266	致	美	楼	(龍須面)	34-2016
j	長	城	:	飯	店	50-5566	鴻	賓	楼	(回族)	65-7947
Ì	箍	都		飯	店	47-2331	素	菜餐	庁	(精進)	65-3181
Ž	新	橋		飯	店	55-7731	豐	沢	園	(北京)	33-2828
Ē	ij	椚		飯	店	33-8731	'n	和	居	(山東)	66-6357
1	fo	址		賓	館	55-8841		"	2	分店	36-7789
3	车	都		飯	店	50-1166	翠	華	楼	(過橋面)	55-4581
7	熊	京		飯	店	86-8721	Μ.	A X I	M	(フランス)	75-4003
1	季	Ш		飯	店	28-5491	四	川飯	店	(四川)	65-6348
1	亻	園	٠	薋	館	44-4661	閩	南酒	家	(冬虫夏草)	44-2947
F	∃	壇		寳	館	50-2288	晋	陽飯	荘	(刀削面)	33-4361
2	友	好		賓	館	44-1537	多	味	斎		48-4591
)	化	華		飯	店	59-5347	沙	鍋	居	(土鍋)	66-1126
Ī	R A	iī	場	賓	館	52-2931	聴	麗	館	(頤和園内)	28-3955
j	民	翔		飯	店	50 - 6666	老	正	興	(かにシューマイ)	75-0912
5	大	都		飯	店	89-0981	東	舆	楼	(山東)	44-5972
3	華	僑		飯	店	44-6611	大	Ξ.	元	(広東)	44-5378
¥	K	龍		飯	店	50-2299	松	鶴	楼	(江蘇)	555548
E	国	祭	ク	ラ	ブ	52-2144	知	味	飷	(杭州)	66 - 5259

1985. 11. 28 現在